

第2回 若松のお土産コンテスト 審査要領

1 審査委員会構成

「第2回 若松のお土産コンテスト 実施要領」(以下「実施要領」という)の「5 選考」の規定に基づき、「第2回 若松のお土産コンテスト 審査委員会」(以下「審査委員会」という)を構成する。

(1) 審査委員会の構成については以下の通りとし、人数は各分野若干名とする。

観光事業・観光行政に関する専門家

報道機関

出版関係(市内フリーペーパー編集者)

まちおこし活動に関する専門家

消費者代表

地産地消・食に関する専門家

(2) 審査委員の選定は、「若松のお土産コンテスト実行委員会」(以下「実行委員会」という)において行う。

(3) 審査委員長を1名おき、審査委員会の中から互選する。

2 予備審査

事務局において書類審査を行い、「実施要領」の「4 申込要件」の規定を満たしていない場合は、申込を受け付けない。またその旨を、出品者に対し通知する。

3 審査

審査委員会による審査・協議を行い、入賞作品を決定する。

(1) 審査基準

- ① 審査における審査基準は別表1「審査基準表」の通り定める。
- ② 食品等(飲料含む)と食品以外については、別途項目を設定し、不公平が生じないよう留意する。

(2) 審査方法

- ① 「審査基準表」に基づき、審査シートに得点を記入する。
- ② 審査の材料として、実際に作品を会場に展示する。また、出品者が作品のセールスポイント等を記入した「作品紹介シート」を配布する。
- ③ 食品・飲料は、実際に試食・試飲して審査する。
- ④ 審査中、審査委員の発言は事務局への質問事項に限定し、他委員との相談や作品に関する感想などを発言しないよう留意する。

(3) 入賞作品の選定について

- ① 審査委員全員の合計得点を総合点とし、高い順に5点程度を上位3賞（金賞・銀賞・銅賞）の候補とする。
- ② 同一の出品者からの作品が、上位3賞の候補の中に複数選定されている場合は、最も得点の高い作品を対象とし、それ以外は対象外とする。その際は、得点順に順次繰り上がるものとする。
- ③ 上位3賞の候補について協議を行い、最終選定する。
- ④ 総合点の最も高い作品を金賞とする。同点となった場合は、審査委員会の協議により選定する。
- ⑤ 金賞以下については、得点を基礎として審査委員会の協議を行い銀賞、銅賞を各数点選定する。
- ⑥ そのほか、審査委員の協議により、特別賞・部門賞等を設定する。
- ⑦ 入賞作品選定の最終判断は、審査委員長が行うものとする。

5 決定

審査委員会終了後、審査委員長からの入賞作品選定結果報告をもとに、実行委員会において入賞作品を決定する。

別表1 審査基準表

項目	ポイント	点数配分
1. 印象・外観 (15点)	① ・デザイン、色彩等が工夫されているか ・包装、パッケージ等が工夫されているか ・ネーミングが工夫されているか	15
2. お土産としての適性 (25点)	② ・持ち運びしやすい形状、サイズとなっているか	5
	③ ・お土産として、家族や友人に買って帰りたくなるか ・出張の際のお土産に適しているか (大人数への配布、個包装など) ・お土産としてもらって、うれしいと思うか	10
	④ 【食品・飲料】 ・手軽に味わうことができるか 【食品以外】 ・手軽に飾ったり、使用したりできるか	5
		⑤ 【食品・飲料】 ・ある程度の賞味期間は持っているか 【食品以外】 ・長く使用、活用したくなる魅力を持っているか
	3. 品質 (20点)	
⑦ ・安全安心な食品、または製品となっているか		5
4. 若松らしさ (20点)		⑧ 【食品・飲料】 ・若松産の食材が使われているか 【食品以外】 ・若松産の材料が使われているか
	⑨ ・若松をイメージさせる商品となっているか	
5. 出品者の熱意 (10点)	⑩ ・出品者の熱意を感じられるか ・若松への想い、愛着を感じられるか	10
6. 市場性・ニーズ (10点)	⑪ ・販売価格が商品に見合うか	5
	⑫ ・若松区内で容易に購入、入手が可能か ・今後継続して生産・製造、販売が行われると考えられるか	5
合計得点		100